

令和3年7月27日

阿賀野市議会議長 市川英敏様

産業建設常任委員会委員長 山口功位

所管事務調査報告書

本委員会は、令和3年第3回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事項 圃場整備について
- 2 調査期日 令和3年7月27日(火) 午前9時30分
- 3 調査経過

令和3年7月27日、阿部産業建設部長、田邊農林課長、齋藤農業委員会事務局長並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課から説明を受け、質疑、意見集約を行いました。

- 4 調査結果

現在、阿賀野市内5地区において圃場整備が実施されており、また新たに下里地区が採択されたことから整備箇所は6地区となっています。

なお、他の地区においても、圃場整備実施の計画がありますが、新潟県の財政危機や要望地区が多いことから、新潟県は分割で新規採択を進めることとしています。

このような事態から要望に応えられない状況が続いていますが、この度は「発久地区」と「堀耕東地区」の現地視察を実施いたしました。

■整備先行5地区の状況

中ノ通地区 (21ヘクタール)	[着工-完了年度：平成29年-令和6年]
堀耕東地区 (41.7ヘクタール)	[着工-完了年度：平成30年-令和5年]
滝沢地区 (77.9ヘクタール)	[着工-完了年度：平成30年-令和5年]
発久地区 (71ヘクタール)	[着工-完了年度：令和元年-令和6年]
勝屋地区 (42.5ヘクタール)	[着工-完了年度：令和元年-令和6年]

※5地区の総事業費 61億3,100万円

■事業内容

(ハード事業)

事業名 :【経営体育成基盤整備事業 (一般型)】

事業主体 :新潟県

補助率 :国 50%、県 30%、市 10%、農家 10%

事業要件 : ・受益面積 20 ヘクタール以上

- ・認定農業者数の 30%以上増加または目標割合への到達
- ・担い手耕作面積の増
- ・促進計画の策定

(ソフト事業)

事業名 :【中心経営体農地集積促進事業】

事業主体 :土地改良区

補助率 :国 50%、県 50% (令和 3 年以前)

国 50%、県 25%、地元 25% (令和 4 年以降)

助成内容 : 中心経営体へ農地を集積集約することで、ハード事業の農家負担分 10%に対して補助を行い農家負担を軽減させる制度です。

中心経営体への集積率によって助成割合が設定されています。

中心経営体集積率が 95%以上の場合、最大事業費の 10%が補助され実質農家負担がゼロに、集積率 75%~80%の場合でも 8%が補助されます。※1、※2

※1 令和 5 年度新規着工地区からは、助成率が変更となり

中心経営体集積率 95%以上の場合、7.5%の補助(農家負担 2.5%)に、集積率 75%~80%の場合で 6%の助成(農家負担 4%)になります。

※2 令和 5 年度新規着工地区から補助率が見直しとなりますが、

この制度ができたことで地域で圃場整備を進めたいという集落が増えたことを申し添えます。

■現地視察地区の状況

発久地区…担い手農家 14 名・2 法人・一般農家 22 名

令和 2 年度施工区域で、長辺 219 メートル×幅 30 メートル、65 アールの圃場では、今年度 1 作目、盤づくりとして水稻の作付けが行われておりました。新潟県の基準では、長辺が 200 メートルを超えた場合、両側給水、両側排水、両側農道の施工ができることから、今ある機械でも対応可能で、農家の方からは「作業がしやすく何かと便利」という評価を得ているとのことでした。また、機械の大型化により作業効率を高めることができるため、これから実施する施工地区についても 200 メートルを超えた圃場規格を進めることを推奨されていました。

整地は中央が高く、両端は低く施工されており、地下水位をコントロールできる

ダブル排水柵の施工や、地下かんがい可能な給水柵の施工がされています。
(この圃場は、受益面積が少ないためファームポンド=ため池を設置せず、本明用水から取水し灌漑)

また、この地区と勝屋地区は施工後、2割園芸の目標を設定されていることや、笹神地区では枝豆(「えんだま」)を導入していく予定であることから、畑作に対応できるよう、用排水構造(地下灌漑)の設定をしていくとのことでした。

なお、今年度は8.1ヘクタールの面工事が進められています。

堀耕東地区…担い手農家9名・1法人・一般農家13名

受益面積41.7ヘクタールのうち、令和元年度から今年度まで面工事が実施されており、今後、令和元年度に面工事を終えたエリア(約12ヘクタール)の暗渠工事が行われます。この暗渠工事には、17,000袋のもみ殻が必要ですが、農家数の減少に加え、カントリーエレベーターに出している農家の方も多く、もみ殻確保が課題となっています。このため、農協への協力依頼を含め、対処しているところです。標準区画の大きさは、長辺135メートル×幅37メートルの5反区画、中畔を抜くと最大2ヘクタールにできるような圃場となっています。

圃場の整地は、簡易整地(表土15センチの確保)ができないため、表土をめくり表土接地面を均一にした後、表土を戻す方法で整地をしています。

また、将来を見越して周辺の農道と市道の拡幅の整備を阿賀野市と協力して進めて行くとともに、市道との段差軽減や作業がしやすいように簡易畦畔が設置されていました。

なお、この地区は阿賀野川右岸幹線用水を利用したファームポンド(ため池)が設置されています。

■ 委員会意見

圃場整備は当市の農業・集落・経営体の現状を考えれば課題解決のひとつとして大きな手法です。

一方、資金・機械・労働力・家族構成などの生産環境、価格・物流・消費需要などの販売環境、いわゆる稲作を取り巻く農業環境が絶えず変化し、これへの対応が従来より求められてきました。

経営継続を基本としての経営体質強化・複合経営への取り組みについて、家族内、経営体内、地域内の協議検討がなされ、圃場整備事業に取り組んだ経営体(法人含む)・地域がある中、未着手のところもあり早急な方向性の確認が必要です。

また、法人化したものの、充実した組織体として維持していくことが難しい法人も散見されます。

このような状況を踏まえ、従前より農協、土地改良区、農業委員会などの関係機関が連携した相談機能、バックアップ体制を構築してきたところですが、未着手地域へのアプローチが期待されています。

引続き、圃場整備というハード事業と今後の営農の在り方についての相談、提

案などのソフト事業を取り合わせて、一層の機能発揮を願うところです。

これにより、地域の課題解消に向けての動きが現れ、もって当市の基幹産業である農業の継続性が担保される一助になることを祈念するものです。

以上、産業建設常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。